

中食における東京産食材PR事業実施要綱

4産労農安第59号
令和4年4月22日
一部改正 5産労農安第577号
令和5年7月5日

第1 目的

この要綱は、都内の消費者の東京産食材に対する認知度の向上及び購買活動の促進のため、中食業者が実施する東京産食材のPRに関する取組を支援する「中食における東京産食材PR支援事業」の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 事業の内容

都内の中食業者に対して、東京産食材を使った総菜等の飲食物を販売し、PRするために必要な東京産食材の購入経費の一部を補助することにより支援する。

第3 事業実施主体

事業実施主体は、東京都内の大型商業施設等に常設の店舗を出店し、総菜等の製造販売を行う事業者とする。

第4 事業の採択

支援対象の採択は、審査基準に基づくポイント付けを行い、ポイントの高い順に優先して選定するものとする。なお、審査基準は別に定める。

第5 措置

知事は、別に定めるところにより、予算の範囲内において本事業に必要な経費について助成するものとする。なお、補助対象経費及び補助率は別に定める。

第6 その他

この要綱に定めるものの他、本事業に必要な事項については、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月5日から施行する。